ハ　マルエージング鋼であって、次のいずれかに該当するもの
（一）引張強さが二〇度の温度において二、〇五〇メガパスカル以上となるもののうち、寸法の最大値が七五ミリメートルを超えるもの（二）に該当するものを除く。）
（二）引張強さが二〇度の温度において一、五〇〇メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートル以上の棒又は円筒形のもの
ニ　チタン合金（鍛造したものを含む。）であって、引張強さが二〇度の温度において九〇〇メガパスカル以上となるもののうち、外径が七五ミリメートルを超える棒又は円筒形のもの
二十一　ベリリウム若しくはベリリウム合金（ベリリウムの含有量が全重量の五〇パーセントを超えるものに限る。）の地金若しくはくず若しくはベリリウム化合物又はこれらの半製品若しくは一次製品
二十二　核兵器の起爆用のアルファ線源に用いられる物質又はその原料となる物質であって、次のいずれかに該当するもの
イ　重量比による純度が九九・九九パーセント以上のビスマスであって、銀の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの
ロ　ラジウム二二六、ラジウム二二六合金、ラジウム二二六化合物若しくはラジウム二二六混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品（医療用装置に組み込まれたもの及び装置に内蔵されたものであって、一装置当たりの放射能の総量が〇・三七ギガベクレル未満のものを除く。）
ハ　アルファ線を放出する放射性核種であって、アルファ崩壊の半減期が一〇日以上二〇〇年未満のもの又はその化合物若しくは混合物（装置に内蔵された化合物又は混合物であって、一装置当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が三・七ギガベクレル未満のものを除く。）であって、一キログラム当たりのアルファ崩壊による放射能の総量が三七ギガベクレル以上のもの
二十三　ほう素、ほう素化合物若しくはほう素混合物又はこれらの半製品若しくは一次製品であって、ほう素一〇のほう素一〇及びほう素一一に対する比率が天然の比率を超えて濃縮されたほう素から構成されるもの又はそのほう素を含むもの
二十四　核燃料物質の製造用の還元剤又は酸化剤として用いられる物質であって、次のいずれかに該当するもの
イ　カルシウムであって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）カルシウム又はマグネシウム以外の金属の含有量が全重量の〇・一パーセント未満のもの
（二）ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの
ロ　三ふっ化塩素
ハ　マグネシウムであって、次の（一）及び（二）に該当するもの
（一）マグネシウム又はカルシウム以外の金属の含有量が全重量の〇・〇二パーセント未満のもの
（二）ほう素の含有量が全重量の〇・〇〇一パーセント未満のもの
二十五　アクチニドに対して耐食性のある材料を用いたるつぼであって、次のいずれかに該当するもの
イ　容量が〇・一五リットル超八リットル未満のるつぼであって、次のいずれかに該当する材料（重量比による純度が九八パーセント以上のものに限る。）からなるもの又はその材料により被覆されたもの
（一）ふっ化カルシウム
（二）メタジルコン酸カルシウム
（三）硫化セリウム